するようご協力√○**退職者、休職、**■ 長欠、一転勤、温 い死亡、 その他給与の支払いを受けなくなった場合、 よる異動 者 提出 \mathcal{O}

括徴収を

給与支払報告書 焅 別 徴 収

に係る給与所得者異動届出書

※コピーしてお使いください。提出枚数は1枚です。

(宛5	生)三沢市長			13 /3									提	出日	令	和	年		月	日
(特別徴収義務者) 給与支払い者		所在地 (住 所)						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			牧 収 義 番	務 者 号	個人	番号	文は法	人番号	号(右づ	がめ)		
		フリガナ 名 称 (氏 名)							担当者 連絡先 			名								
給	個人番号フリガナ							(ア)特別徴収税額 (年税額)	(イ)徴収済科		(ウ)未徴収税額 (ア)ー(イ)			額	異 動 年月日			異	動耳	1 由
与	氏 名 生 年 月 日	(新姓) T·S·H 年 月 F							月分から			月分から						2	転勤(退職 休職	転職)
所得	生年月日 住所 (1月1日現在)	〒 三沢市						円	月分 ※一括徴収月の 含めないでくた				まで 円	J	1	年日	4 5	死亡 会社角	二解散	
者	異動後の住所	₸	_							円		※徴 収 方 法 を A〜Cより選択 してください。						6 その他 ())
								1										1		
A. 特別徴収継続 未徴収税額(ウ)を新しい特別徴収義務者が徴収する。							B. 一括徴収 未徴収税額(ウ)を給与等から徴収する。					0	C. 普通徴収 未徴収税額(ウ)を本人が納める。							
新特	指定番号 〒	· 新規 · 新規 · · · · · · · · · · · · · · ·						一括徴収した税額は月分で納入する						5。	後日、三沢市から本人宛に納税通知書が送付されます。					
別徴収義務者	フリガナ											期限	死亡退職の場合で いる場合は記入して				、相続人が判明して てください。			
	名 称							一括徴収種	(ウ)と同			額		氏名			続	柄		
	電話番号	- 担当者						1						円	〒			_		
	月割額	円を 月分から納入する。						本人からの申	ため					住所						
(月日納期限)							申し出た日 月						日山							
※月割額は必ず新特別徴収義務者へ連絡してください。								※異動年月日が1月1日~4月30日の場合は一括徴収が 義務付けられていますので、本人の申し出は不要です。												

入 \mathcal{O} L カュ

- 1. この届出書は給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書と特別徴収にかかる給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。
 - ・給与支払報告書にかかる異動届出書は4月1日現在において退職、転勤等、異動があったものを4月15日までに提出してください。
- ・特別徴収にかかる異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
 2. ①「一括徴収」とは、特別徴収している者について退職等の際に翌年5月分までの未徴収税額を事業主がまとめて一度に徴収し納入する方法をいいます。
 ②「普通徴収」とは、①に該当しない方法で個人が直接納付書で納付する方法をいいます。
 3. 1月1日から4月30日までの間に退職する者に未徴収税額がある場合は一括徴収することが義務づけられています。